

令和3年
第3回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第1号

令和3年11月22日（月曜日）

議事日程 第1号

11月22日午後1時25分開議
日程第1、会議録署名議員の指名
日程第2、会期決定の件
日程第3、報告第1号

出席議員（12人）

議 長	12番	花 崎	勝 君
副 議 長	6番	濱 本	進 君
	1番	大 野	幹 君
	2番	片 平	一 義 君
	3番	日 下 部	勝 義 君
	4番	松 田	優 子 君
	5番	小 貫	元 君
	7番	池 本	柳 次 君
	8番	山 根	理 広 君
	9番	池 端	英 昭 君
	10番	檜 垣	尚 子 君
	11番	佐 藤	禎 洋 君

列席者

管理者	北海道知事	鈴 木 直 道 君
	代表監査委員	深 瀬 聡 君

出席説明員

専任副管理者	苫米地 庄 吾 君
副 管 理 者	小 山 秀 昭 君

副 管 理 者	鎌 田 英 暢 君
総 務 部 長	西 田 和 弘 君
振 興 部 長	清 野 馨 君
参事(総務担当)	高 橋 智 昭 君
参事(管理担当)	飛 鳥 謙 一 君
参事(企画振興担当)	中 舘 泰 弘 君
参事(計画担当)	伊 藤 朋 之 君
参事(施設担当)	木 村 直 人 君
出 納 室 長	原 口 勝 善 君
監査委員事務局長	宗 万 正 樹 君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	高 橋 智 昭 君
書 記 (同)	飯 尾 円 紀 君
書 記 (同)	今 田 貴 弘 君

午後1時25分開会

1. 開 会

○議長(花崎勝君) ただいまより、本日招集されました令和3年第3回定例会を開会いたします。

1. 開 議

午後1時25分開議

○議長(花崎勝君) これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長(花崎勝君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

松 田 優 子 君
日 下 部 勝 義 君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長(花崎勝君) 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長(高橋智昭君) 管理者から提出のありました議題は、報告第1号であります。

このほか、管理者から、資金不足比率について報告がありました。

また、監査委員から、定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

以上、ご報告いたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（花崎勝君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日、11月22日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花崎勝君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、報告第1号

○議長（花崎勝君） 日程第3、報告第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者 苫米地庄吾君。

1. 報告第1号に関する説明

○専任副管理者（苫米地庄吾君） ただいま議題となりました報告第1号、令和2年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件につきましてご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計決算書及び附属書類をご覧ください。

初めに、一般会計について、その主なものをご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入の決算額についてでございますが、左から5列目の収入済み額の欄をご覧ください。

第1款の分担金及び負担金につきましては、各母体の負担金といたしまして14億413万8234円、第2款の使用料及び手数料につきましては、岸壁等使用料や入港料などといたしまして8371万3711円、第3款の国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金といたしまして7694万4120円、第6款の繰越金につきましては、前年度決算剰余金といたしまして8198万9065円、第8款の組合債につきましては、国直轄事業負担金や補助事業に対する港湾事業債といたしまして2億6790万円であり、歳入決算額の合計は19億1510万1037円となっております。

次に、2ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をご覧ください。

第2款の総務費につきましては、人件費、庁費、施設管理費などといたしまして4億1578万9506円、第3款の港湾建設費につきましては、国直轄事業負担金や補助事業などに要した経費といたしまして4億8758万3618円、第4款の公債費につきましては、組合債の元利償還金といたしまして6億8586万8212円、第5款の諸支出金につきましては、港湾整備事業特別会計への繰出金といたしまして2億4546万9275円であり、歳出決算額の合計は18億4036万9949円となっております。

したがって、歳入歳出の差引き残額につきましては、表下の欄外にございますとおり、7473万1088円となり、この差引き残額につきましては、令和3年度の繰越金として計上する予定でございます。

す。

次に、港湾整備事業特別会計について、その主なものをご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をご覧ください。

第1款の使用料及び手数料につきましては、荷役機械使用料や港湾施設用地等使用料などいたしまして4億8443万7194円、第2款の国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金といたしまして36万9970円、第3款の財産収入につきましては、土地貸付収入といたしまして572万3044円、第4款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金といたしまして2億4546万9275円、第6款の組合債につきましては、港湾事業債といたしまして11億8390万円であり、歳入決算額の合計は19億1989万9483円となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をご覧ください。

第1款の総務費につきましては、人件費や施設管理費などいたしまして4億1457万6632円、第2款の港湾建設費につきましては、単独事業に要した経費といたしまして11億8393万1342円、第3款の公債費につきましては、組合債の元利償還金といたしまして3億2139万1509円であり、歳出決算額の合計は19億1989万9483円となっております。

したがって、歳入と歳出の額は同額であり、差引き残額は生じておりません。

続きまして、主要な施策の成果について、その主なものをご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算説明書の主要な施策の成果をご覧ください。

まず、一般会計についてでございますが、6ページをお開きください。

総務費につきましては、人件費や事務所の管理経費などの一般管理費、港湾施設の維持管理を行うための施設管理費などから成っており、これらにより港湾施設の管理運営業務を実施したところでございます。

次に、7ページをお開きください。

港湾建設費につきましては、国直轄事業の施工に伴う港湾管理者負担金や、管理組合が施工した補助事業などにより港湾施設の整備を実施したところでございます。

次に、12ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計についてでございますが、総務費につきましては、人件費などの一般管理費のほか、埠頭用地、荷役機械などの維持管理を行うための施設管理費から成っており、これらにより特別会計において運営している港湾施設の維持管理を実施したところでございます。

次に、13ページをお開きください。

港湾建設費につきましては、管理組合が施工した起債事業により港湾施設の整備を実施したところでございます。

以上、ご説明申し上げます令和2年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を得ようとするものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（花崎勝君） 次に、決算審査意見に関し、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員深瀬聡君。

○代表監査委員（深瀬聡君） 令和2年度石狩湾新港管理組合一般会計及び港湾整備事業特別会計の歳入歳出決算に係る審査意見に関しましてご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第2項に基づき、監査委員の審査に付された、この決算の審査に当たりましては、決算の計数は、関係諸帳簿や証書類と符合し、正確であるか、また、予算の執行は経済的かつ効率的になされているか、さらに、収入や支出、財産管理等の財務に関する事務は関係法令等に準拠して適正に処理されているかといった点に重点を置きまして、定期監査及び例月出納検査の結果なども踏まえまして慎重に審査をいたしました。

その結果、歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿や証書類並びに石狩湾新港管理組合指定金融機関の公金取扱高と符合し、相違ないことを確認いたしました。

また、予算の執行及び収入、支出、財産管理等の財務に関する事務につきましては、総体として適正に執行されたものと認めるところであります。

以上が令和2年度歳入歳出決算に係る審査意見の概要でございます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（花崎勝君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して、質問します。

最初に、2020年度決算についてです。

新型コロナの感染拡大の年でしたので、例年どおりの比較は難しいところです。

そこで、石狩湾新港における2020年度の新型コロナウイルスの影響がどうだったのか、対応策も含めて説明してください。

一般会計の使用料収入では、例年より増加幅は少ないとはいえ、相変わらず、当初予算よりは増加しています。

収入済み額は2016年度からの5年間で最少となり、増加してきた使用料収入が減少しました。

一般会計使用料収入が前年比で減少した理由を説明してください。

特別会計の使用料収入は、前年比で2742万円の増加です。2020年度当初予算は貨物が伸びると言いながら4億5492万7000円で、2018年度の収入済み額4億5824万円より少なく見積もっていました。

管理組合は、2018年度は、石狩湾新港発電所建設工事に伴いまして、一時的に増えた港湾施設用地等使用料が含まれており、2020年度は、見込めないから減少すると答弁していました。

一般会計同様に、例年より、当初予算の差が少ないとはいえ、いつものように、決算になれば、使用料収入が当初予算より上回っています。

減少すると言っていた使用料収入が増加した理由を示してください。

特別会計では、ガントリークレーンの整備を組合債の発行によって賄ったため、組合債の発行額は、過去10年で最大となっています。

一般会計と合わせると、組合債は14億5180万円で、一方で、借金返済の公債費は10億726万円ですので、差引き4億4454万円の借金が積み上がったこととなります。

確かに、必要な事業だとすれば、単年度で組合債残高を増加させることはあり得るのですが、不要不急の工事でした。

特別な事情がない場合には、組合債が公債費を上回らない予算編成の方針を持つ必要があると考えますが、管理者の見解を示してください。

あわせて、組合債が公債費を上回ることができる場合について、ルールづくりも必要ではないですか、お答えください。

ガントリークレーンについてです。

2020年度の収支は8939万円の赤字で、累計収支13億6736万6000円の赤字となりました。特に、1基目に係る歳出は1億2629万6000円で、この5年間で最大でした。

ガントリークレーンの歳入及び歳出について、2020年度の当初予算と決算を比較して説明してください。

また、なぜ1基目の歳出が約1億2600万円になったのか、その理由を示してください。

以前の答弁では、今年度は、6984万円の黒字を見込んでいるとのことでした。今年度の収支の見込みを示してください。

2020年の西1号岸壁の貨物量は77万2551トンで、木材チップの貨物量は前年比7割の75万1369トンですから、西1号岸壁の貨物の約97%が王子エフテックスの木材チップでした。チップの取扱いが減っても、ほぼ王子エフテックスの利用となっている実態です。

来年以降は、風力発電関係の貨物を見込んでいると答弁がありましたが、現状では、事実上の占用埠頭のために2020年度は16億円の事業が実施され、負担金として2億4000万円を支出しています。

2020年度決算での西1号岸壁に関わる歳入と歳出について、2019年度と比べて説明してください。あわせて、今年度の見通しも示してください。

2定でも聞きましたが、利用者との協議について、何か進んだのか、現状を示してください。

また、西地区の荷役機械は、木材チップ以外の貨物で利用可能なのか、可能ならば、どのような利用方法があるのか、不可能ならば、起債の償還費用をどのように確保する考えがあるのか、説明してください。

次に、港湾統計年報に関連して質問します。

昨年質問で、港湾統計年報の公表を早めてほしいと質問したところ、ホームページを見たらアップされていましたので、2020年港湾統計年報を基に質問します。

品種別年次別表で比較しますと、LNGの伸びは顕著です。今年の第1回定例会でも述べましたが、石狩湾新港の貨物量の増加はLNGによります。LNGを除くと、2016年の431万5058トンから、2020年は372万4633トンと減少しています。

1定では、貨物の動向についての見解を求めましたが、背後圏の社会情勢や企業の動向により変化するものであり、各埠頭が安定的に利用されるよう、荷主企業などからの情報収集に努めているとの答弁でした。

情報収集に努めた結果、どのように分析しているのでしょうか、教えてください。

コンテナについてです。

2019年に、中国におけるコンテナ製造量が低下し、その後、生産を回復させましたが、巣籠もり消費もあり、コンテナ不足が起きました。

この世界的なコンテナ不足に対する2020年の石狩湾新港での影響について説明してください。

昨年のコンテナ貨物は、5万8776TEUと過去最大の個数でした。

一方、貨物量は、2017年と比較すると、87.6%になりました。

2020年は1TEU当たり5.1トン、貨物量が少なかった2019年は1TEU当たり5.3トンでした。このように、個数が伸びていながら、貨物量が伸びなかった理由を示してください。

また、2020年の空コンテナの割合を答えていただくとともに、この10年間で比較して、2020年の空コンテナの割合は何番目に高かったのか、理由も含めてお答えください。

最後に、洋上風力発電についてです。

これまでも巨大風力発電の設置による健康への影響について質問してきました。

環境省は、これまで、風力発電施設から発生する騒音に関する指針において、風力発電施設から発生する超低周波音、低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとしています。

ただ、一方で、風力発電施設から発生する騒音には、煩わしさを増加させる音が含まれているとの見解を示しています。

石狩湾新港周辺には、多くの風力発電施設が建設または計画中であり、しかも、風力発電1基当たりの出力が年々増加しています。

その分、環境や健康への影響が大きくなり、指針の見直しが必要です。

管理組合として、国に対し、集積した風力発電施設の累積的影響を調査し、新たな指針を策定するよう求めるべきです。お答えください。

石狩湾新港洋上風力発電は、昨年の評価書策定後、新型コロナの感染拡大を理由にして、住民への説明会が中止になったまま、事業が進められています。

管理者は、事業者による説明が不十分であるという懸念の声が上がっていることを把握していますか、お答えください。

2019年、グリーンパワーインベストメントは、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けています。

この認定は、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られていない、防災、環境上の懸念等をめぐり、地域住民との関係が悪化するなどの問題が顕在化したため、2016年に創設されました。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく申請について、同法施行規則第4条の2では、規則に定める様式1による申請書の提出を定めています。

グリーンパワー石狩は、この様式1にある事業の実施において遵守する事項に全て同意しているのでしょうか、お答えください。同意していない事項があれば、教えてください。

資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインでは、地域との関係構築が記されています。

事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分に配慮して事業を実施するように努めること、地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催や戸別訪問など、具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するよう努めること、このように記されています。

このガイドラインに即した事業者の対応がどのように行われていたのか、管理組合として十分だったと考えているのか、具体的に説明してください。

F I Tの制度上、発電事業者が地域住民との適切なコミュニケーションを怠っている場合、どのような対応が考えられるのか、説明してください。

再質問は留保いたします。

○議長（花崎勝君） 専任副管理者 苫米地庄吾君。

○専任副管理者（苫米地庄吾君） 小貫議員の質問にお答えいたします。

初めに、2020年度決算に関し、まず、新型コロナウイルスの影響についてであります。本港では、港湾関連企業の皆様が各種感染防止策を積極的に行うなど、新型コロナウイルス感染症の水際対策に取り組んでいることにより、港湾運営に支障となるような事象の発生はなく、令和2年の取扱貨物量は前年並みに推移し、大きな影響はないところでございます。

管理組合といたしましては、港湾関連企業に対して注意喚起を行うなど、感染拡大防止に向けて取り組んできたところでございます。

次に、一般会計の使用料収入についてであります。令和2年度における一般会計の使用料収入は約8371万3000円となり、令和元年度の約9502万1000円に比べて約1130万8000円が減少したところでございます。

減少した主な理由といたしましては、チップ船など大型船の入港が減少したため、岸壁等使用料が減少したことによるものでございます。

次に、特別会計の使用料収入についてであります。令和2年度における港湾整備事業特別会計の使用料収入は、主に直轄工事のためのヤード使用が当初予算策定時の見込みより増えたことにより、荷さばき地使用料、港湾施設用地等使用料及び漁港施設等使用料が増加したものでございます。

次に、組合債に係る予算編成についてであります。港湾整備につきましては、事業の重要性、緊急性、母体の財政状況を勘案し、予算の編成に当たっているところでございます。

今後につきましても、これらを十分に検討し、コスト縮減を図るとともに、効果的、効率的な執行に努め、使用料収入の増加に向けた取組を行い、公債費の償還を着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、組合債の考え方についてであります。港湾機能の充実を図るためには、利用者のニーズの的確な把握に努めるとともに、事業の重要性や緊急性を十分に検討し、港湾整備を着実に進めていくことが必要不可欠であると考えているところでございます。

今後につきましても、組合債の残高など、将来の財政負担に配慮しながら、港湾機能の充実に努めてまいります。

次に、ガントリークレーンの歳入及び歳出についてであります。令和2年度当初予算における歳入は約4491万5000円、決算は約4629万3000円、令和2年度当初予算における歳出は約1億4058万6000円、決算は約1億3568万5000円となったところでございます。

次に、ガントリークレーン1基目の歳出についてであります。公債費が約1200万円、高額な部品交換を含む修繕料などが約1億400万円、保守点検料が約1000万円となったところでございます。

次に、ガントリークレーンの収支見込みについてであります。令和3年度における単年度収支は、約3170万円の黒字を見込んでいるところでございます。

次に、西1号岸壁の歳入と歳出についてであります。令和2年度の歳入は約1360万円で、令和元年度の約2290万円と比べて約930万円の減額となり、令和2年度の歳出は約3億9490万円で、令和元年度とほぼ同額となったところでございます。

また、令和3年度は、歳入が約1030万円、歳出は約3億9730万円となる見込みでございます。

次に、利用者との協議についてであります。利用者は、本年12月末に、パルプ製造設備を停止することに伴い、現状と同品質のパルプの調達に向けて、配合などを検証したところでございます。

この結果、複数拠点から、それぞれ必要量を内航船で輸送すると聞いているところであり、本港の利用を要請しているところであります。

次に、木材チップ以外の利用についてであります。この荷役機械は、木材チップのほか、パームヤシ殻、いわゆるPKSなど、同等サイズのバクル貨物が利用可能であり、背後ヤードへの効率的な荷さばきができる施設となっております。

次に、港湾統計年報に関し、まず、貨物動向の分析についてであります。貨物の取扱量は、平成28年に比べて、令和2年は、札幌圏の建設需要による砂・砂利や、東南アジアなど、遠方国への輸出による金属くずが増加しているところであります。

一方で、パルプ製造設備の停止による木材チップの減少や、暖冬による石油製品の減少など、社会経済情勢や企業動向により、品目によって変化することから、貨物の増減があると認識しているところでございます。

次に、コンテナ不足による本港への影響についてでございます。北米における港湾混雑の深刻化によるコンテナの回転率低下などから、世界的にコンテナ不足が生じたことは承知しているところでございます。

そのような中、本港においては、昨年、週3便の外貿定期コンテナ航路が安定的に就航し、確実なサービスが提供されており、コンテナ取扱個数は過去最高を記録したことなどから、世界的なコンテナ不足による大きな影響は受けなかったものと考えているところでございます。

次に、コンテナの個数と貨物量の関係についてであります。港湾統計におけるコンテナの貨物量は、実入りコンテナのみを計上することとなっておりますことから、空コンテナの増加率により、1TEU当たりの貨物量が前年と比較して減少することもあると考えているところでございます。

次に、空コンテナの割合などについてであります。令和2年のコンテナ取扱個数に占める空コンテナの割合は約36%であり、10年間で最も高くなっているところでございます。

その主な理由といたしましては、水産品をはじめとする冷凍や冷蔵の輸出貨物が増加したことか

ら、船舶代理店が事前に空のリーファーコンテナを輸入し、一定程度、確保したことを考えているところでございます。

次に、洋上風力発電に関し、まず、騒音に関する指針についてであります。国では、風力発電施設から発生する騒音による生活環境への影響を未然に防止するため、風力発電施設から発生する騒音に関する指針を策定したところでございます。

指針の見直しにつきましては、設定に際しての基礎資料を、適宜、再評価することにより、必要に応じて改定するとされており、国が適切に対応するものと考えているところでございます。

次に、事業者による説明についてであります。事業予定者は、昨年7月に任意で開催を予定しておりました事業説明会を、新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため中止し、ホームページ上で説明会資料を掲載するとともに、広く意見を募集し、その回答を公表したところでございます。

管理組合といたしましては、公表された意見により、説明会の開催を望む意見などがあることは承知しておりますほか、市民団体から管理者に対し、事業説明会の開催に関する要望がありましたことから、要望内容につきまして、事業予定者に伝えているところでございます。

次に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法に基づく申請についてであります。国では、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた適切な事業実施の確保などを図るため、再エネ特措法において、遵守が求められる事項を定め、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を行っているところでございます。

同法に基づく申請の認定につきましては国が行うものとなっておりますことから、管理組合では、その内容につきましては承知していないところでございます。

次に、事業者による地域への対応についてであります。事業予定者は、環境影響評価法に基づく手続におきまして、説明会の開催や環境影響評価図書に対する意見聴取を行っておりますほか、やむを得ず中止としました地域の理解を得るための説明会の開催に代えて、広く意見を募集した上で、その回答を公表したところでございます。

このことから、管理組合といたしましては、事業予定者による地域への対応につきましては、適切に実施されているものと考えているところでございます。

最後に、発電事業者への対応についてであります。国の事業計画策定ガイドラインでは、地域との関係構築など努力義務として記載されている事項につきまして、怠っていると認められる場合には、再エネ特措法第12条に基づく指導及び助言の対象となる可能性があるとしてされており、その判断は国が行うものとなっておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（花崎勝君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 再質問します。

決算についてです。

特別会計の使用料収入について、直轄事業のため、ヤード使用が当初予算時より増えたとの答弁でした。

当初予算では、直轄事業は約30億円、決算では16億円です。

当初予算で事業を大きく見込んでいながら、使用料収入は事業に見合った予算を計上していなかった理由について説明してください。

組合債についてです。

答弁にあるように、重要性や緊急性があって、組合債の発行が例年より増えることはあり得ることだという前提で質問しています。

各母体は、公債費について、小樽市の場合で言えば収支改善プラン、石狩市は財政運営指針、北海道は行財政運営の基本方針で定めています。

しかし、方針を持つべきではとの質問については、方針は必要ないという答弁でした。

組合債残高の減少に取り組んでいくぐらいは言えないのですか、お答えください。

ガントリークレーンについてです。

今年度は、以前答えていた黒字額から半分の約3170万円の黒字との答弁なのですが、質問したように、昨年度は約9000万円の赤字になるのに、何が要因で3000万円の黒字となるのか、具体的に説明してください。

西地区についてです。

昨年度で3億9490万円の歳出がありました。来年度も例年どおりの歳出が見込まれています。それでも、16億円の北防波堤延伸が実施されたことは明らかな無駄遣いです。

そこで、利用者との協議ですが、答弁では、2定から何か進んでいるのか、よく分かりませんので、もう少し具体的に説明してください。

コンテナについてです。

昨年のコンテナ個数が多かった原因については、空コンテナだということでした。

しかも、新型コロナウイルス感染症での大きな影響はないと答えています。

コンテナの貨物量は増加傾向にあったのですが、2019年は、ガントリークレーンの停止があり、個数もトン数も減りました。ですから、その前の2017年や2018年と比較しても、2020年については、個数は増えたけれども、トン数は増えなかった、この理由についてはどのような傾向からなのか、教えてください。

コンテナの貨物量が増えていない中、ガントリークレーンの赤字が拡大している状況で、2基目のガントリークレーン整備は時期尚早だったのではないですか、お答えください。

洋上風力についてです。

事業者をかばって、広く意見を募集し、よくやっているという答弁でしたけれども、事業者による説明が不十分との声があることは認めました。

そこで、再エネ特措法に基づく申請について、管理組合は、内容を承知していないと言っていますが、様式1について、ガイドラインに従って、適切に事業を行うことに同意していない事業者と考えているのか、管理組合の考えを教えてください。

事業計画の申請には、ガイドラインに従うとなっている、ガイドラインには、地域移住民との適切なコミュニケーションを図るとなっています。

なぜ、ガイドラインにこのことが書かれているのか、ガイドラインに書いてあります。

地域住民の理解が得られず、反対運動を受けて、計画の修正、撤回を余儀なくされる事態も存在する、このように書いてあるのですけれども、事業者の対応は、環境影響評価に基づく手続で、説明会などを実施したとの答弁でした。

適切に実施されているとするのではなくて、適切なコミュニケーションを図るよう、事業者に伝えるべきです。お答えください。

努力義務を怠っている場合は、指導及び助言の対象になると。国は、どのようにして努力義務を怠っているという情報を得るのか、住民側から訴える方法はどのような手段があるのか、説明してください。

その前提としても、事業者の事業計画について、概要を公表する必要があると思いませんか。お答えください。

以上です。

○議長（花崎勝君） 専任副管理者 苫米地庄吾君。

○専任副管理者（苫米地庄吾君） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、2020年度決算に関し、まず、特別会計の使用料収入についてであります。予算編成に当たり、直轄事業につきましては、施工条件や年間施工量などを踏まえ、最も合理的と考えた国への要求額を基に予算計上したものでございます。

また、使用料収入につきましては、過大な見込みとならないよう算定する必要がありますことから、確実に見込まれる額を計上したところでございます。

次に、組合債についてであります。港湾施設の整備は、本港の持つ役割や機能の充実に対する要請に応えるために必要不可欠なものでありますことから、着実に進めていかなければならないと考えているところでございます。

今後、組合債の残高など、将来の財政負担に配慮しながら、事業の重要性、緊急性を十分に検討し、コスト削減を図るとともに、効果的、効率的な執行に努め、港湾機能の充実に努めてまいります。

次に、ガントリークレーンの収支についてであります。今年度の収支見込みは、荷さばき地など、コンテナの取扱いに関連する施設の使用料収入を歳入として含めておりますことから、約3170万円の黒字を見込んでいるところでございます。

次に、利用者との協議の進捗についてであります。これまで、利用者は、紙の製造を継続するため、各工場からのパルプ調達に向けた品質や配合の検証を終えており、その調達方法などが決定したところでございます。

利用者との協議を重ねる中で、その調達は、本州の複数拠点から内航船で輸送すると伺ったため、既存施設の利用の可能性につきまして、輸送船舶の詳細を確認するとともに、引き続き、本港の利用を要請しているところでございます。

次に、港湾統計年報に関し、まず、コンテナ貨物の傾向についてであります。近年は、その他日用品及び家具装備品など、比重が小さい貨物が増加しており、1TEU当たりの貨物量が軽量化していることに加え、空コンテナ率が上昇したことから、取扱個数の増加傾向とは異なる貨物量の傾向になっているところでございます。

次に、2基目のガントリークレーンについてであります。使用料収入の基となる稼働時間は、コンテナ取扱個数に応じて増減するものであり、近年のコンテナ取扱個数は増加傾向となっているところでございます。

2基目のガントリークレーンは、令和元年に発生した接触事故のような、荷役停止の回避などに対応するため整備したところでございます。

管理組合といたしましては、コンテナの安定的な荷役を確保するため、必要不可欠なものとして認識しているところでございます。

次に、洋上風力発電に関し、まず、再エネ特措法に基づく申請についてであります。管理組合といたしましては、国が事業計画を認定したことにより、事業計画策定ガイドラインに従って、適切に事業を行うことの項目に同意したものと考えているところでございます。

次に、事業者による地域への対応についてであります。管理組合では、これまでも、管理者に対して、事業説明会の開催に関する要望があった際には、要望内容について、事業予定者に伝えているところであり、今後も、地域住民とのコミュニケーションに関する要望があった場合には、速やかに努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、国の対応などについてであります。再エネ特措法に基づく事業計画の認定や、努力義務に対する指導及び助言は、国が行うところであり、管理組合では、国による情報収集や、住民からの要請などの方法については承知していないところであります。

最後に、事業計画の公表についてであります。国では、再エネ特措法の規定に基づき、事業計画に記載された事項のうち、発電設備の発電出力や所在地などについて公表しているところでございます。

以上でございます。

○議長（花崎勝君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 再々質問いたします。

まず、西地区との利用者との協議ですけれども、パルプの調達について、本州から内航船で輸送する、新港を使うように要請していると。つまり、決まっていないということでした。

それであっても、西地区のために、北防波堤の延伸が続けられています。やはり、これは、一旦、立ち止まるべきだと思いますけれども、お答えください。

ガントリークレーンの整備について、コンテナ個数は増加傾向だということですが、答弁では、空コンテナは10年間で最大です。そこには貨物が伴わないわけですから、今後の影響が懸念される所です。

1基で十分対応できる範囲であり、母体の負担を増やしていると考えませんか。

最後、洋上風力ですけれども、どうやって住民が訴えたらよいか、国の情報収集の方法も承知していないし、事業計画についても、法令の範囲内の公表についての答弁がありました。

この前段部分については、承知していないということについては、承知するように努力をしていたきたいと、事業計画については、再質問で取り上げた概要の公表について、公表できるよう、国や事業者に申し入れるよう求めます。

この2点についてお答えください。

以上です。

○議長（花崎勝君） 専任副管理者 苫米地庄吾君。

○専任副管理者（苫米地庄吾君） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、2020年度決算に関し、北防波堤の延伸についてであります。西1号岸壁は、大型船で輸送する貨物や、広い埠頭用地を利用する重厚長大な貨物の取扱いに必要な施設であるところがございます。

このため、管理組合といたしましては、円滑な荷役作業の確保のほか、船舶の安全な航行などに必要な北防波堤の延伸工事を着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、港湾統計年報に関し、ガントリークレーンについてであります。令和元年度に発生したコンテナ船との接触事故におきましては、修繕に約1か月半の時間を要し、長期間の荷役停止となったところであり、2基目のガントリークレーンは、コンテナの安定的な荷役の確保や、本港への信頼性の向上に必要不可欠なものと認識しているところでございます。

管理組合といたしましては、今後も、効率的な事業の執行に努めるとともに、一層のコスト縮減を図るなど、母体負担の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、洋上風力発電に関し、情報収集や概要の公表についてであります。再エネ特措法に基づく事業計画の認定は国が行っているところであり、住民からの意見などの聴取や情報収集につきましても国が対応するところでございます。

また、国では、事業計画の公表を必要とする事項について、法令で定めており、その規定に基づき公表されているところでございます。

以上でございます。

○議長（花崎勝君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（花崎勝君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して、報告第1号、2020年度各会計決算について、不認定の立場で討論を行います。

2020年度決算は、累積で大赤字をたたき出しているガントリークレーン整備のために、多額な組合債により歳入を確保しました。そのことにより、減少を続けていた組合債残高が約5億円増加しました。

2020年のコンテナ個数は、過去最大でしたが、その多くは空コンテナでした。

ガントリークレーンの収支について、今年度は黒字に転じると言いますが、荷さばき地や上屋などの使用料収入も歳入に組み込んだことです。

結局、特別会計は、またもや、2億円を超える一般会計からの繰入れであり、2基体制は、母体負

担の増加につながっています。

西地区の主要な貨物である木材チップの取扱いは、今後、見込めません。しかも、利用者との協議は、西地区を使うというところまで進んでいません。

答弁によれば、西1号岸壁の歳入と歳出の差引きは約3億8000万円で、大きな負担を残しています。

2020年度の北防波堤延伸は、16億円をかけました。今後は、風力発電の資材を見込むと言いますが、王子エフテックスが、風力発電事業者に置き換わるだけで、一部の企業のために急ぐ必要のない事業を実施することは、税金の使い方として間違っています。

母体の実質公債費比率は、2020年度で、石狩市7.4%、小樽市6.8%、北海道20.7%です。全国平均は、2019年度までしか公表がありませんが、市町村で5.8%、都道府県で10.5%ですから、いずれも上回り、北海道は実質公債費比率が都道府県でワースト1でした。母体の財政状況を考えれば、これらの工事をやめ、母体負担の軽減にかじを切るべきです。

以上、討論といたします。

○議長（花崎勝君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

これより、採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（花崎勝君） 起立多数であります。

よって、本件は、報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（花崎勝君） これをもちまして、令和3年第3回定例会を閉会いたします。

午後2時19分閉会

